

## 08・6 第2回葛飾区議会定例会一般質問

葛飾区議会公明党 荒井彰一

お許しをいただきまして、私は、さきの通告に従い、区長並びに、関係部長に対し、区政一般質問を、させていただきます。

初めに、ボール遊びのできる公園づくりについて、質問いたします。

平成19年12月25日に行われた、子ども区議会において、40人中、5人の子ども議員から「ボールが近所の家にあたってしまい、悪いことをしてしまった」「公園にフェンスや柵があれば、迷惑をかけなかったのに」また、「おもいっきり野球がやりたい」さらに、「近くの公園は全てボール遊び禁止、という看板が置いてあって、小学生向けの遊具しかなく、運動不足になってしまう」など、ボール遊びのできる公園をつくってほしいとの、活発な意見・要望が出されました。

こうした要望に対し、区長をはじめ理事者の皆様から、「公園の近くにお住まいの人たちの、理解と協力が必要であり、それに対する手だてが必要である」また、「亀有アリ

才南側の、中川沿いの公園用地を、要望も含めて検討したいので、待っていてほしい」そして、「何とか使いやすくなるように、これからいろいろ努力していきたい」など、ボール遊びのできる公園を、つくっていく方向で検討していく、一方で地域の理解を得ることなく、実現していくことの難しさがある旨を、表明されておりました。

核家族化が進むとともに、共稼ぎの家庭が増えている状況を考えると、たまの休日に、親子が触れあったり、子どもたち同士で、一緒に遊べる場として、ボール遊びのできる公園は、大変貴重なオープンスペースといえます。

「子育てするなら葛飾で」と、大きな声でいえるように、ボール遊びのできる公園は、是非とも実現していただきたいのであります。

文京区や新宿区では、公園に、鳥かごのようなケージが設置してあり、ケージのなかで、キャッチボールやバッティング、サッカーやバスケットボールに興じている姿を見かけます。

現在、葛飾区内にある、公園・児童遊園で、ボール遊びに対し、禁止看板を設置している公園が、138か所中、半数以上の、約77か所で、児童遊園は、173か所中、3割程度の、約51か所、合計311か所中、4割程度の、約128か所となっています。

禁止看板のあるところでボール遊びをすれば、もちろん大人に怒られますし、禁止看板のないところは、もともと狭くてボール遊びすらできないところでもあります。

つまり、どの公園・児童遊園でもボール遊びはままならないのであり、その切実な思いが、子ども議会に出席した5人の子ども議員の意見・要望に現れているのだと思います。

区長並びに理事者は、このことを重く受け止めるべきだと思います。

そこでご質問をいたします。

- ①子どもたちの切実な要望に、一日も早く応えてあげるべきであると考えますが、その後、どのように取り組みをされているのか、お聞かせ下さい。なお、ボール遊びができるよう、ケージを公園に設置してはどうか

と、わが党としても、要望してきておりますが、これまで、どのように努力されているのか、お尋ねいたします。

次に、児童虐待の早期発見、早期対応のための、施策充実について質問します。

近年、児童虐待の相談件数は急増しています。

平成18年度に、児童相談所で対応した相談件数は、過去最高の、3万7323件に上り、統計をとり始めた平成2年度の、約34倍にまで膨らんでいます。

こうした深刻な状況を踏まえ、平成20年4月から、「児童虐待防止法」の内容を、強化した改正法が、施行されました。

これにより、児童相談所の権限が強化され、解錠を伴う家庭への立入検査（臨検・捜索）が可能となり、保護者の厚い壁を突破し、安全確認をすることができるようになり、子どもの生命を救うために必要とされた手段が、また一つ整備されました。

本区においても、子ども家庭支援センターにおける、児童虐待、相談件数は、区として統計を取り始めた、平成14年度は25件でしたが、平成17年度、206件、平成18年度、263件、平成19年度、213件と、ここ数年は200件を超える、相談件数となっています。

こうした状況に対して、葛飾区としても、様々な児童虐待への取り組みを、おこなっています。

虐待防止早期支援事業、グループワークの実施、産後支援ヘルパー事業、虐待相談の充実、ショートステイ事業、見守りサポートなどを実施し、この4月からは、今年度の重点事業の一つとして、生後4か月までの乳児がいる、すべての家庭を訪問する「こんにちは赤ちゃん事業」も立ち上がりました。

こうみると、葛飾区もそれなりに児童虐待に対して、取り組んではいるのですが、私が調べた限りでは、「待ち」の事業に終始しているとの印象が、避けられないのであります。

そこで、児童虐待防止に対して、「待つ」のではなく、行

政側から、様々な工夫を凝らしながら、アタックしていく、いわば「攻め」の取り組みを行っている、三重県いなべ市の実情を、この4月に視察してきました。

子どもの成長に合わせて実施している、4つの事業を活用して、全ての家庭を訪問、ドアを開けてもらえる状況を作り出すことによって、児童虐待防止の、実をあげているという、大変先進的な取り組みであり、その取り組みの見えない部分ではありますが、一人の子どもを、大事にしようという、また、児童虐待を断固なくするという、担当者の限りなき情熱が伺われました。

ここで、いなべ市の4つの取り組みをご紹介します。

まず、「こんにちは赤ちゃん訪問事業」です。この事業では、保健師が、生後2口3か月までの乳児がいる全ての家庭を訪問します。

一見、葛飾区と同じようにみえますが、葛飾区では出生届受理時にあわせて、出生通知票を提出してもらい、この出生通知票をもとに、委託助産師13名で訪問、必要に応じて保健師が訪問をします。

現状では、出生通知票が提出されているのは、3分2程度と伺っており、このため、対象乳児が、生後4か月を迎えるまでの間に、100%訪問することが、難しい状況にあります。

いなべ市では、早期対応が大事である、との観点から、生まれて、すぐに転出した人を除き、母子健康手帳、発行時に、訪問を受け入れてもらうための、説明を行い、出生届時にも、再度説明した上で実施していることから、100%の家庭を訪問することができ、児童虐待の予防に役立っています。

次にブックスタート事業です。この事業は、満6ヶ月児を対象に、子育て支援センターにおいて、保育士が「おすすめ絵本」などが入った、1500円相当の、ブックスタートパックを、読み聞かせの、実技指導とともに手渡しています。

ここで大事なことは、参加されていない家庭に対しても、全戸を訪問し、読み聞かせの説明を添えて、ブックスタートパックをプレゼントするとともに、育児環境の把握や助

言、子育て支援事業への、参加勧誘を行っているということです。

3番目の取り組みは、満1歳おめでとう訪問事業の活用です。

保育士が、満1歳児の家庭をしっかりと訪問し、160円相当の、おめでとう訪問パックをプレゼントし、保護者と一緒に、お子様の手形、足形を採って、満1歳を祝うとともに、ここでも育児環境の把握や助言、子育て支援事業への勧誘を行っているのであります。

4番目は、1歳6ヶ月児健診事業の活用です。

母子保健法に定める、健康診査の際、面接、助言、指導を行うとともに、子育て支援事業への、参加勧奨を行っています。

このように、いなべ市が、家庭訪問するための手段として、「ブックスタートパック」や「おめでとう訪問パック」などを活用していることは、おおいに参考にすべきであり、葛飾区としても、こうした考え方を導入すべきであると考えますが、区の見解をお示しくください。

また、いなべ市では、以上のような4つの取り組みをしても、タイミングが合わないため、行政側と家庭とが触れ合う機会を、持ちそこなった方のために、積極的に地域へ出向いていく「ひろば」を開設しています。

一つは「出前ひろば」で、自治会の集会所など、地域の施設を利用し、子育て支援センター臨時出張所を、開設するものです。

二つ目は、「出前テントひろば」で、集会所などの施設が確保できない地域に、近所の駐車場や、協力していただける家庭の庭を拝借して、子育て支援センター、臨時出張所を開設しています。

葛飾区は、金町・青戸子ども家庭支援センターを、一か所にして、仮称・子ども総合センターを、平成23年度に開設する計画ですが、その際、いなべ市のように、「出前ひろば」や「出前テントひろば」を開設し、きめ細かな取り組みをすべきであると思いますが、葛飾区の見解をお示しくください。

また、いなべ市は、福祉部門と保健部門の連携で、負の循環に陥る前に、問題が問題となる前に、保健師、保育士などの専門職が関わり、「いつでも相談できますよ」というメッセージを繰り返し、繰り返し届ける努力をしています。

23年度にオープンする仮称・子ども総合センターは、保健所と併設されることになりましたが、この視点は極めて大事と考えるがどうか、ご見解をお示しください。

次に、病児・病後児保育について質問いたします。

葛飾区においては、平成16年10月に、私立砂原保育園において、初めて、病後児保育が実施され、その後、平成17年6月から、公設民営の、小谷野しょうぶ保育園の開設に併せて、病後児保育が実施されています。

葛飾区の、病後児保育については、平成17年4月に策定された、子育て支援行動計画において、現在実施している2園を含め、7箇所の整備が計画され、平成21年度、

22年度に民営化が予定されている、区立保育園5箇所  
で実施されると聞いております。

これが実現すれば、概ねバランスよく、区内に整備され  
ることになると思います。

そこでお尋ねいたします。

まず、既の実施している砂原保育園、小谷野しょうぶ保  
育園における、病後児保育の受け入れ状況に、大きな差異  
がみられますが、この点についてどのように認識されてい  
るのか、ご見解をお示しく下さい。

また、病後児保育を実施する保育園の整備は、全国的に  
も着々と進められており、葛飾区としても、計画どおりに  
整備を図るべきであり、この点については、その決意のほ  
どをお示し願いたいのであります。

次に、病児保育についてお伺いいたします。

病児保育は、病気の急性期に預かる、保育であり、小児  
科医の関与が、不可欠な事業です。

病気の種類や程度が、まちまちであるため、定まった方法がとれないむずかしさがあり、保育内容もその日にならないと決まらないようです。

核家族化が進むなか、子どもが病気でも、仕事を休めないなどの理由で、対応に苦慮している親が少なくないというのが、社会的な現実としてあります。

子育て支援の大きな枠組みの中で、取り組まなければならない課題の一つとして、今大きく浮上してきている問題であると思います。

病児保育を行っている、全国の施設が集まって「全国病児保育協議会」が結成されたのは、平成3年のことです。

病後児保育を行っている施設の数も含まれていますが、「全国病児保育協議会」が今年4月にまとめた、2006年度時点の集計では、その施設数は全国で、682施設にのぼっています。その数はその後もさらに、増加の一途にあるといわれています。

今、病児保育は、全国的規模で、子育て支援の中で取り

組むべき、大事な柱になっているのであります。

しかしながら、残念なことに、葛飾区の計画の中には、病児保育の記述が、見当たらないのであります。

平成20年度から国は、病児・病後児保育の主管を厚労省の保育課に統一し、子どもの状態に応じた対応として、病児・病後児保育全体の底上げを図るとともに「病児対応型」、「病後児対応型」、「体調不良児対応型」の3つに再編し、取り組むこととなりました。

このように国も、体制を一元化し、本格的に取り組む姿勢を示してきており、葛飾区としても、この問題に是非とも真剣に、取り組んでいただきたいのであります。

病児保育について、早急を実施すべきであると、提案するものでありますが、この点について、区のご見解をお示しいただきたいのであります。

以上で、私の質問を終わらせていただきます。

ご清聴ありがとうございました。